

# 協力金算定様式

川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、  
新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の皆様

以下のフロー図を基に該当する計算方法を選択してください。

## 中小企業ですか

中小企業とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。



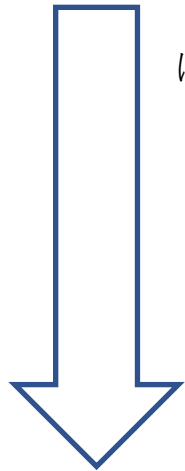
はい



いいえ

令和元年又は令和2年いずれかの4月及び5月の  
合計売上高が約508万円(1日当たり約8.3万円)を  
超えていますか。

【売上高減少額方式】算定様式  
で算出してください。



はい



いいえ

(4月27日まで)	協力日数	=	協力金の額①	
25,000円 ×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	
(4月28日以降)	協力日数	=	協力金の額②	当該店舗協力金支給額
40,000円 ×	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和元年又は令和2年いずれかの4月及び5月の  
売上高の合計は1,525万円(1日当たり25万円)を  
超えますか。

はい



売上高減少額方式も**選択が可能**  
です。



いいえ

売上高方式によって、額の算出が必要になります。  
【売上高方式】算定様式により算出してください。